



台湾特許出願における加速審査プログラム(和訳)

台湾特許庁が2010年より実施開始しました加速審査請求についてご案内申し上げます。特許出願の審査待ち時間を短縮するために台湾特許庁は2009年1月1日の試行後、2010年1月1日より申請に必要な条件を更に緩和して正式に実施することになりました。この加速審査制度を利用すれば、6ヶ月ないし9ヶ月(条件により異なる)で審査結果を受け取ることが可能となります。また申請費も無料です。下記の適用条件、必要書類などをご参照下さい。

次の三つの条件のいずれかに該当すれば加速審査を請求することが可能です。

●台湾出願の外国対応出願が既に特許査定を受けている場合。

この場合、次の書類を提出する必要があります。

- (1)加速審査請求書
- (2)外国対応出願の特許公報及びクレームの中文訳。特許査定を受けて公
告されていない場合は特許査定書のコピー、クレーム及びその中文訳。
- (3)台湾特許出願のクレームと外国対応出願のクレームの相違点説明(相
違がなければ不要)。

この場合は請求手続き完備日から6ヶ月以内に審査結果通知が発行されることとなります。



●台湾出願の外国対応出願が特許査定を受けていないが、米国、日本、ヨーロッパ特許庁からオフィスアクション(審査意見通知書)またはサーチレポート(検索報告書)を受けている場合。

この場合、以下の書類が必要となります。

- (1)加速審査請求書
- (2)日本、米国又はヨーロッパ特許庁の発行したオフィスアクションまたはサーチレポートにおいて審査対象となされたクレーム及びその中文訳。
- (3)当該対応外国出願のクレームと台湾出願のクレームの相違点説明(相違がなければ不要)。
- (4)オフィスアクションに引用された非特許文献(特許文献の場合は不要)。

この場合は請求手続き完備日から9ヶ月以内に審査結果通知が発行されることとなります。

●出願人による商業上の実施希望または実施行為のある場合

この場合、以下の書類が必要となります。

- (1)出願人が商業上の実施を行うために、早期に特許性の有無を確定したい場合、その商業上の実施に該当する証明資料、例えば、契約書、カタログなど。

この場合は請求手続き完備日から9ヶ月以内に審査結果通知が発行されることとなります。

特許庁の統計データによると、2009年1月から10月までに約500件あまりの加速審査請求案件があり、平均すると50数日間で審査結果が発行されたという実績があります。以上をご参照いただき、必要があれば、加速審査請求のご利用をお勧めいたします。

一、外国対応案と本出願案とのクレームの相違説明例



(本出願案) 第951xxx号出願案 のクレーム番号	(外国対応案) USxxxB2の クレーム番号	クレーム相違説明
1-3	無	外国対応案には本クレーム1-3の記載が無い
4(独立項)	1(独立項)	内容が同一である
5	2	内容が同一である
6	3(独立項)	対応案のクレーム3は本案クレーム6-8を組み合わせたものに相当する
7		
8		
9	4	対応案クレーム4が本案クレーム9に属する内容に相当する
無	5	本案には本項の請求がされていない
10(独立項)	6(独立項)	相違点是对応案には基質の前に「乾燥」が追記されていることにある
11(独立項)	7(独立項)	対応案に比べると、本案は「状況によって回転する」との記述を加えている
12(独立項) <クレーム内容>	8(独立項) <クレーム内容>	相違内容はアンダーライン付部分である。(クレーム内容の相違が多いときは、このような方式で表現することを推薦致します)
13	9	本案クレーム13は、対応案のクレーム9の付加技術特徴内容を記載している



二、特許性を有する理由の例

★ 新規性:

本願のクレーム1に記載の装置においては、「△△△」が設定されてあるが、引用文献1<日本特許公開公報〇〇〇〇号>の装置はこのような「△△△」が設置されていない。従って、本願のクレーム1に記載の装置は、引例1に比べて新規性を有するものであることが明らかです。

★ 進歩性:

本願の発明と引用文献<日本特許公開公報〇〇〇〇号、米国特許公開公報〇〇〇〇号>の開示との比較から分かるように、本願のクレーム1に係わる発明と引用文献1に記載された発明とは「△△△」である点で一致し、本願のクレーム1に係わる発明が「☆☆☆」であるのに対し、引用文献1に記載された発明が「◇◇◇」である点で相違する。

上記相違点について検討すると、引用文献2には、「▽▽▽」が記載されている。それ故、引用文献1に記載された発明における「◇◇◇」に代えて、「▽▽▽」の構成を採用することは、当業者が容易に想到できないものと認められる。

そして、本願のクレーム1に係わる発明の「〇〇〇できる」という効果及び「◆◆◆できる」という効果は、引用文献1及び引用文献2の記載から当業者が予測できないものである。

したがって、本願のクレーム1に係わる発明は、引用文献1及び引用文献2に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができないものと認められるから、進歩性があるものである。